定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年七月十日

静岡県沼津市御幸町九番一八号

小林電気工業株式会社

代表取締役　小林　克也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

愛知県豊川市伊奈町北村一五六番地

ヨーキ産業株式会社

代表取締役　中西　現

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

名古屋市中川区柳島町三丁目二四番地

中部増成機械工業株式会社

代表取締役　市岡　佳子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

大阪市中央区北浜三丁目五番二九号

オザックス株式会社

代表取締役　海老沼英次

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

大阪府大阪市中央区道修町二丁目一番五号

東洋製薬化成株式会社

代表取締役　西村　英克

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

岡山県井原市西江原町一九三四番地の八

井原生コン株式会社

代表取締役　志多木勝俊

代表取締役　小玉　剛彰

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

岡山県井原市西江原町一九三四番地の八

井原運輸株式会社

代表取締役　小玉　剛彰

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

岡山県井原市西江原町一九三一番地の七

井原砕石株式会社

代表取締役　志多木勝俊

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十日

熊本市中央区九品寺六丁目二番三五号

富田薬品株式会社

代表取締役　富田　久雄

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を十株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年八月一日です。

令和八年七月十日

埼玉県所沢市西所沢一丁目二〇番三号

株式会社ダイヤシティプランニング

代表取締役　高鷹　卓也

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるフォン・フランシス・パク・ラムが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

東京都新宿区中井二丁目一九番一号四の坂テラス二二

ヴェクター・テクノロジー・ソリューションズ・リミテッド

日本における代表者

フォン・フランシス・パク・ラム

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である吉原秀輔が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

大阪市中央区松屋町三番二三―一三〇三号

DEKANTA ALCOHOL TRADING INTERNATIONAL PTE. LTD.

日本における代表者　吉原　秀輔

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和八年八月十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年七月十日

大阪府堺市西区浜寺元町五―七八五―二

株式会社カトーコーポレーション

代表取締役　加藤　進英

任意清算公告

当法人は、令和八年六月二十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十日

埼玉県川口市中青木一丁目一番二五号

税理士法人小林合同会計

社員　小林　政仁

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一七	下	一九〜二五	〃　〃	行頭をそれぞれ一字下げる。
一〇	上	一二	鮫浦、前綱浜（印刷誤り）	鮫浦、前網浜（原稿誤り）
七四		終りから一二	279,000円	279,700円

令和八年七月二日（号外特第三十二号）公布条約第十一号（万国郵便連合一般規則の第五追加議定書）

令和八年七月三日（号外第百五十号）国家公安委員会告示第三十号（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第八条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象原子力事業所等を指定する件）

令和八年五月十八日官庁報告欄労働の部（船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示）